登園許可証　(医師記入欄)

しゃらこども園園長　様

園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

(病名)（該当疾患にチェックをお願いします)

	麻しん　(はしか)
	風しん
	水痘　(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎　(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱　(プール熱)
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症　(O157　O26　O111 等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症　(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日から登園可能と判断いたします。

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※ご担当医様

こども園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者様

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際にはこの「登園許可証」をこども園に提出してください。

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、別紙専用届出書を園へご提出ください。

参考『保育所における感染症ガイドライン(2018 年版)厚生労働省 2018 年 3 月』

2023(R5.8)作成

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後３日経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること（無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること）
風しん	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること （*1 参照）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後１日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の１週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後１週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

＊1　医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については（—）としている

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より

＊一部「学校保健安全法施行規則」を準用